

発注仕様書

1. 委託名：令和5年度 豊肥本線復興エリア活性化推進業務委託

2. 場 所：熊本県阿蘇市乙姫、永草、黒川（別紙資料参照）

3. 背 景：

熊本地震により大動脈、国道57号・鉄道の寸断が4年半も続き、さらには交通インフラの復旧工事完成時期に新型コロナウイルスが発生。残念ながらアクセス改善による経済効果は今なお見えていない。

本市のデータをみると、熊本地震前の平成27年宿泊者数は、781,996人であったが地震直後の平成28年が495,221人。その後の4年間も交通アクセスが無い問題から低迷が継続、さらに新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、令和2年宿泊者数は226,450人（平成27年比29%）で、観光を主幹産業とする本市にとって危機的状況となっている。観光関係業者においては、地震からの復興施策を求め、アクセスが改善されたメリットを活かす声が一層強くなっている。

4. 目 的：

阿蘇市の観光状況を踏まえると、地震からの復興を事業者、観光客がそれぞれの立場で実感できるようになることが重要であり、引き続き熊本地震復興に向けた取組みを進める必要がある。本年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延により自粛してきた交流人口の増加を図るべく、年間を通した各種イベントの開催により、「阿蘇に笑顔と元気を！」のテーマを具現化していく。これに伴い、本年度もキャッチフレーズを「スマイル in 阿蘇」とし、イベントを主催する実行委員会等と協働で観光客を歓迎する受け皿づくりを進めていく。また、熊本県が行う観光キャンペーンとも連携して阿蘇地域全体での盛り上がりにつなげていく。

5. 内 容：

阿蘇市乙姫・永草エリアにおける地域活性化に向けた戦略の策定を行う。それぞれのエリアにおける具体的な取組みを明らかにし、そのためのプログラムを検討・整理し、行動計画（実地プログラム）を含む計画書を作成する。なお、若者層は勿論のこと、それらに限らず幅広い関係者の協力体制を築くため、エリア内の資源調査や住民ヒアリングを通じて、本事業の周知と、それぞれがプログラム遂行の過程で担うべき役割等についての意見交換を丁寧に行うこととする。

その成果としては、地域住民が観光地として魅力を見出し、移住・定住先として検討できるような阿蘇の姿を模索し、スマートでサステナブルな将来像を、可能な限り詳細に描くものとする。なお、新たな観光拠点（パートナー施設）の存在を前提として、地域との協働関係を構築し得るものとする。

また、今後は訪日外国人旅行者の来訪増も見込まれると予測することから、特に JR 阿蘇駅周辺における PR パンフレット類を多言語化し、滞在機能強化を図る。

<作業項目（案）>

（１）エリア内基礎調査

- ① エリア内資源調査（観光的資源、人的資源など、今後資源となり得るもの）
- ② エリア内及び阿蘇近郊における将来予測（人口動態等の数値データ、今後予定される整備事業や MaaS 等の動きについての整理）
- ③ エリア内ヒアリング調査（各世代からサンプルを抽出）

（２）地域活性化推進会議（仮称）の開催（３回程度）

- ① エリア内の関係者を参集し、協議・調整を図る
- ② エリア内の店舗や人材を紹介するコンテンツを調査・作成する
- ③ SNS や YouTube 等の動画配信による情報発信の試行を含む

（３）計画案の策定

- ① エリアの特色を明確にした観光戦略と実動態勢・連携体制の検討
- ② 一次産業（農業、畜産業、林業）と三次産業（観光・サービス）の在り方検討
- ③ 環境・景観保全と観光の在り方検討
- ④ 情報発信戦略の検討
- ⑤ 地域運営（活動）体制の検討
- ⑥ 実行行程案の作成など

（４）計画書及びパンフレットの作成

- ① 観光まちづくり計画書（概要版を含む）
- ② 調査した地域資源を紹介した周遊冊子（A 4 判、8 ページ、全カラー印刷）
- ③ 阿蘇駅周辺 PR パンフレットの多言語化（同上）※英語／中国語（繁体字）

6. 委託期間：

契約締結の日から令和 6 年 2 月 2 9 日までとする。

7. 成果品：

- | | | |
|---------------------|---|-------------------------|
| （１）報告書／紙媒体（A 4 判） | ： | 製本 3 部、コピー用 1 部 |
| （２）計画書／紙媒体（A 4 判） | ： | 製本 3 部、コピー用 1 部 |
| （３）パンフレット（A 4 判） | ： | 2, 0 0 0 部 |
| （４）多言語パンフレット（A 4 判） | ： | 2, 0 0 0 部× 2 種（英語／中国語） |
| （５）動画媒体 | ： | 1 式 |
| （６）電子データ／CD-ROM 等 | ： | 2 部 |

8. 注意事項

- (1) 本業務を履行するうえで知り得た情報等については、第三者に開示または漏洩しないこと。
- (2) 本業務の成果物となる報告書及び二次的著作物については、阿蘇市（経済部まちづくり課）に帰属するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、関係する法令及び諸規定に準ずること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項であって、本業務の遂行に必要と認められる事項が発生した場合には、監督職員へ速やかに協議し、その指示に従うこと。

【事業対象エリア図】

